

# 札幌市子どもの権利委員会

## 第3回委員会

### 会 議 録

日 時 : 平成22年2月9日(火) 16時30分開会  
場 所 : S T V 北 2 条ビル 6 階 A・B 会議室

## 1. 開 会

○委員長 それでは、既に定刻を過ぎておりますので、まだ出席予定の方で何名か来ておられない方がおりますが、ただいまから第3回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局の方から、何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の野島でございます。きょうもご審議のほどをよろしくお願いいたします。

事前に欠席のご連絡をいただいたのは、F委員お1人です。恐らく、まだいらっしゃっていないお2人の委員はいずれ来ると思いますが、始めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○委員長 それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議題でありますけれども、子どもに関する実態意識調査についてということであります。

これにつきましては、前回、第2回の委員会におきまして、事務局の方から示された調査項目の案につきまして、各委員の皆様方からさまざまな意見が出され、さらに、その後も追加意見といったものが出ておりました。そういったことから、それらを事務局の方で取りまとめまして、前回の調査票について修正したものが事務局から出されているところであります。

そこで、きょうは、これにつきまして確認、そして意見交換をしていきたいというふうに思います。

なお、本日の終了時刻でありますので、18時とさせていただきます。本日は、私、そして副委員長に後の予定が入っているということがありますので、18時には終了させていただくことにさせていただきます。

限られた時間の中でありますので、ある程度効率的な議論が必要になるかと思っておりますので、皆様方、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、事務局から、修正されたものの概要、そして補足説明等をいただいた上で、特に確認する必要があると思われるものを中心に意見交換をしていきたいというふうに思います。

それでは、事務局の方から説明をよろしくお願ひします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私の方から今回の調査票の関係につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、いろいろとたくさんのご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方には、既に事前に送付させていただいておりますので、概略を拝見いただいていると思いますが、そのとおり直っているところ、そうではないところ、いろいろございます。できるだけ取り入れるような形で整理したつもりではおりますけれども、そ

のあたりはまたきょういろいろご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、きょう、ご説明させていただく資料ですけれども、資料3、子どもに関する実態・意識調査：全体的意見、資料4、意識調査（大人用）：項目ごとの意見、資料5、同じく子ども用：項目ごとの意見、この三つの資料に沿って前回お示ししました調査票に対していただいたご意見をもとに修正した主な内容につきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、資料3、子どもに関する実態・意識調査：全体的意見でございます。

これは、今回の調査全体に対するご意見、また、大人用、子ども用の両方にかかわる意見をまとめさせていただいたものでございます。このうち、2番目の札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査との関係でございますが、右側の調査票の考え方の欄に記載していますように、この調査は平成19年に主に救済機関の設置に当たっての検討に参考にするということで実施したものでございまして、そういう意味では、安心と救済の観点に絞って調査を行っているものでございます。今回、委員の皆様からも新たに設問を設ける必要があるのではないかとのご意見の中には、この調査結果を生かすこともできるものではないかと考えているところでございます。

またあわせて、この19年の調査結果につきましては、今回の調査票と同様、皆様方にお配りさせていただいておりますので、今回の調査とあわせて計画策定の際の参考にしていただければと考えております。

そのほか、設問に関する意見や表紙に関する意見、あるいは今後の検討に関して課題と考えられるものなどいろいろ意見をいただいております、それに対する事務局としての考え方は右欄の方に簡単にまとめさせていただいております。

資料3の概略は以上でございます。

続きまして、資料4、子どもに関する実態意識調査（大人用）：項目ごとの意見について簡単に説明させていただきます。これは、大人用調査票にかかわる意見をまとめたものでございます。

まず初めに、大人用調査票全体に関する意見を掲載しております。

2点目にごございます文字の大きさは、前回の意見の中で、子ども用、大人用ともに文字の大きさを含めて見やすさという観点でご意見をいただきました。札幌市のほかの調査資料を参考にさせていただきまして、行間をあけるなどの整理を行わせていただきました。結果として、当初の案よりも2ページほどふえております。

以降、設問の項目順にそれぞれいただいたご意見を該当する設問に対応する形で掲載させていただきます。

1ページおめぐりいただきまして、裏面の最初の欄に、10番、子どもが意見を言ったり参加したりすることについてどう考えるかという設問につきまして、学校、地域、行政についての項目はあるが、家庭に関するものがないのではないかとといったご意見をいただい

ておりました。この件につきまして、右側の欄にも記載させていただきましたが、家庭のルールや大事な物事を決めるときに意見を言うことと、この項目を新たに追加させていただきました。また、この設問に関しては、子どもにも聞く必要があるのではないかという意見もあわせて出されておりましたので、子どもの調査票にも新たに設問を設けさせていただきました。

また、同じページの下から2番目の欄、15番、今の子どもが学校以外で体験してほしいことにつきましては、子どもの設問にあわせて選択項目の整理を行っております。

次のページに参りまして、中ほど以降、子どもの権利に関する一連の設問についてのご意見でございますが、設問20、21番目で、子どもの権利、子どもの権利条例という言葉が急に出てくるというご指摘がございました。今回、子どもの調査票に沿って説明書きを新たに加えさせていただきます。

また、この設問に関連しまして、条例の目的、自立、社会性という表現の項目に関するご質問がございました。確認の意味で申し上げますと、私どもは、この条例の目的の一つとして、自立した社会性のある大人へと子どもが育つこと、また、そのための環境づくりを進めていくことを掲げております。さらに言いますと、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持つ、当然、自分以外の人の権利も考えながら社会の中で生活していくということにもなりますが、そういった大人に成長・発達できるような環境を整えるという趣旨で考えております。そういう意味では、言葉としては「自立」という言葉で違う漢字を当てておりますけれども、「律」も、個人に着目した上で、それも含めた形で一般的な表現ということで「自立」という言葉を使わせていただいたところでございます。

資料4については以上でございます。

最後に、資料5でございます。

子どもに関する意識・実態調査（子ども用）：項目ごとの意見でございます。これは、子ども用の調査票にかかわる意見をまとめたものでございます。

まずは、大人用と同様に、最初に子ども用調査表全体に関する意見を掲載させていただいております。初めに、設問数に関するご意見を数多くいただいております。事務局の方で中・高校生と小学生用の調査票を分けまして、設問の数、内容や文字の大きさ等について整理させていただいております。

なお、本日、お渡ししております調査票につきましては、前回との対比でカラーの表現がございましたけれども、実際に送付する際には白黒で送付させていただきます。また、中・高生につきましては設問が二つふえておまして、1枚目の裏のページをごらんいただきますと、表の一番左の端の欄が現在の調査票の項目番号、その次が前回の資料の項目番号でございます。小学生用は、中・高生用の設問から項目数を減らしておりますので、中・高生用のみの設問は左端の欄に中・高生用と表示しております。また、項目番号が中・高生用と小学生用がずれておりますので、小学生用の番号も括弧書きして掲載しております。検討した結果でございますが、設問数については中高生用は27問、小学生用は20問と

いう形で、今回、一たんまとめさせていただいております。

2枚目に参りまして、設問の8番目、放課後や休日をどのように過ごしたいかという設問につきまして、その前の問い7の熱中したり夢中になれるのはどんなときかなどと関連する部分もありますが、子どもたちの活動の方向といったものをもう少し詳しくする必要があるのでないかと考え、新たに設けたところでございます。

また、その裏に参りまして、問い25、自分の考えや思いがあるときに言うことができるかにつきましては、大人用の問い10でご説明したように、家庭、学校、地域などの場面ごとに意見表明ができるかといった設問を設けたところでございます。

このほか、設問内の項目、表現等についてそれぞれご意見をいただいております、結果としてごらんいただいたような形で修正を行わせていただいたところでございます。

簡単でございますが、今後の審議の時間を確保するという分を含めて、私の説明は以上にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から修正した内容につきまして説明がありました。

先日の委員会では、特に、子どもについては設問が多過ぎるのではないかと、あるいは調査票を分けた方がよいのではないかとといった意見も含めて出されておりました。さらに言いますと、読みやすさ、あるいは丁寧さという観点からの意見も出されております。これらに対しまして、今の事務局の説明によりますと、まず一番大きな変更点ということで小学生用については調査票を分けるという案が示されたわけです。また、文字の大きさ、あるいは表現等についても修正が加えられるところとなっております。

各委員の皆様方はそれぞれ感想をお持ちだと思いますが、特に、最初に小学生と中・高生を分けることが修正の際の大きなポイントになっているかと思っておりますので、この点に関してはいかがでしょうか。

小学生と中・高校生とでアンケート用紙を分けるということは、内容的にも分けるということになりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。その点で何かございましたら出していただきたいと思います。

J委員、何かございますか。

○J委員 結構だと思います。大変よくなったと思います。

○委員長 ありがとうございます。

事務局にちょっとお褒めの言葉をいただいております。

今、J委員から、分けたことでよくなったのではないかとというふうにおっしゃられておりましたけれども、ほかに何かご意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○H委員 私もたくさん質問やら要望を出していたので、短期間に丁寧にいろいろ対応していただいております。本当に感謝しております。そして、小学生と中・高生を分けたこともとてもよかったと思っております。

ただ、分けて小学生の設問を減らしたことで、この質問は小学生には聞かないのという  
ようなところも多々出てきてしまっているのではないかと思いますので、そういう具体的  
な項目に関してはもうちょっと検討していく方がいいのではないかと思います。

○委員長 具体的な検討項目については、後でやりたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、まず、小学生の調査票を分けることについては、皆さん方は了解し  
ていただいたということにいたします。

続きまして、調査票の具体的な質問項目を見ていきたいと思います。

まず、大人用の調査票から見ていきたいと思います。

大人用の調査票についてですけれども、設問数自体は前回と変わっておりません。しか  
しながら、前回、子どもの意見表明に関する設問が足りないのではないかという意見が出  
されました。それに対して、事務局の方から、これは大人用の調査票の7ページの設問の  
10のところですが、「1 家庭で大事な物事やルールを決めるときに意見を言うこと」と  
いう修正案が示されております。これに関しては、L委員から三つの意見を出されてお  
りまして、家庭のルールに意見を言うという内容が一つ目に加えられることとなっております。

皆さん、この点についてはいかがでしょうか。

L委員から何かありますか。

○L委員 極めて短期間にこのように意見を反映していただくような修正をいただきまし  
て、事務局に本当に感謝を申し上げます。

問い10に関してですけれども、先ほどご説明いただいた私の意見、要望に対する回答の  
説明で私は了解いたしました。家庭のルールということで、自分でももう少し言い足りな  
いと思っていた部分を、「大事な物事や」というものを加えていただいて、そこをより  
明確にさせていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

大変細かい点ですが、問い10の設問が、「あなたは、次の1から8の」とあるのですが、  
1から7になろうかと思います。大変細かい点ですが、よろしく申し上げます。

○委員長 細かいけれども、大事な点ですね。ご指摘をありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

皆様方から、前回の委員会でも出された意見、あるいは、その後、メール等で事務局の方  
に示した意見といったものがきちんとこの中に反映されているかというあたりをしっかり  
確認していただきたいと思います。

どうぞ。

○B委員 L委員にちょっとご質問ですけれども、家庭で大事な物事やルールを決めると  
きに意見を言うという文言ですが、これは「大事」という言葉は必要でしょうか。単純に、

家庭で物事やルールを決めるときではまずいかなと思うのです。大事と言われると、親として身構えてしまう部分があるのです。

○委員長 この点、何かありますか。

○L委員 大事な物事と入れてくださったのは子ども未来局の方ですから、私も一緒に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 では、お願いいたします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 私どもの方で「大事な」とあえてつけた意味合いは、例えば医療の関係とか、それから、私どもが思い浮かべるときに、例えば引越しとか進学とか、いろいろな情景が浮かんだのです。その中で、とりわけ明らかに子どもの今後のことを左右するような大事な部分は、最低限、やはり聞かなければいけないだろうと、最低限という思いを「大事な」という言葉に表現したのです。

ただ、あることによって、かえって、殊さらそこにだけ焦点を当てられると、それは確かに事務局の意図したところではないということもございますので、ここのところは皆さんの方でご議論いただきまして、あえてつけない方がいいのではないかとということであれば、それはご議論にさせていただいて結構かなと思っております。ありがとうございます。

○委員長 今の点ですけれども、K委員あるいはG委員はどうですか。高校生の意見をぜひ聞きたいと思います。

では、G委員、どうぞ。

○G委員 私は、「大事な」とつくると何かすごく限られてしまうので、要らないと思います。

○委員長 ありがとうございます。

K委員、いかがですか。

○K委員 家庭とか家族で話すのは、ほとんど大切なことなのではないかなと思うのです。ルールを決めるということは大事だから家族で話すということだと思うので、つけることで特にかた苦しさと身構えてしまうのだったら外した方がいいのではないかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○E委員 逆に、僕はつけておいてほしい派なのです。ご飯は何食べるとか、休みはどこに行くとか、そういうような話は親子の中で意外とフランクに話は出るのですけれども、ここ一番、親の思いをどうしても優先しなければいけないときには、案外、子どもに対して押しつけているときが多いような気がするのです。そこで、親がどうそれを反映させるかとか、それを受けとめるかというのは、「大事な」という言葉が非常に重要だと実は思っていて、逆に、身構えるぐらいの質問だから意味があるのではないのかなと思うのです。

○J委員 私も、「大事な」というのはいいところだと思います。大事な物事に関して民主的に子どもの意見も聞けるかということ、子どもの意見に従えとは言っていないのです。

でも、家族で決めるべき大事な事柄があったときに、君はどう思うかというふうに聞く構えが親の側にあるかということを知っているのだと思って、私は、ここは入れていただきたいなというふうに思います。

○委員長 大人と子どもの中で少し意見が分かれましたがけれども、今言われたことについて、K委員、どうぞ。

○K委員 では、大事な物事やルールを決めるときというのでつくって、晩ご飯は何にするとか、どこに行くとか、簡単なことを決めるときにという二つの質問にはいけないのですか。

○委員長 分けたらどうかということですか。

○E委員 ふえていくのですか。

○H委員 今、せっかく検討されているので、中・高生用と小学生用の間もちょっと並べて考えてみていただけないかなと思います。というのは、大人に対しては、答えるところは、参加すべき、参加すべきではないという答え方です。ところが、子どもに関しては、言うことができるか、言うことができないという言い方になっているので、この三つを照らし合わせて一番いいところに落とし込むのが一番いいのではないかと思います。

それから、この問題に関して私がちょっと気になったことは、大人に対しては項目が七つあるのですが、中・高生用には六つ、小学生用には五つと減ってきているので、皆さんはこれをどのようにお考えになるか。今ここで聞いてもよろしいということでしたら、あわせて聞きたいと思います。

○委員長 H委員、今の大人の部分ですけども、大人の部分で子どもに対応すると考えられるものはどれだと思いますか。対比ということは、そういうことも必要ですね。ないのであれば、この部分は個別にやっていって構わないのではないかと思います。

○H委員 参加すべき、参加すべきではないという言い方と、言うことができる、言うことができないというのは、言葉も違いますので、この回答用紙を書く側のニュアンスも変わってくると思うのです。この「大事な」ということがつか、つかないかによって、子どもがこのアンケート用紙を目にしたときも、どのように丸をつけるかということ想像することが大事だと思います。

○委員長 子どもに関する設問項目の中で、それがどこに該当するかということなのです。それで、今、伺っているのです。

○E委員 とりあえず、今のまま進めていって、その中で気づいたことがあればいいのではないですか。

○J委員 項目が減っていているということはさておき、大人では参加すべき、子どもでは言うことができるという表現にしてあるのはどうかというH委員の意見でしたけれども、私はこれでいいのかなという感じがしております。大人にとっては、子どもたちの意見を聞く構えがあるかどうか、そのことを参加すべきか、すべきではないかということを知って、子どもたちにとっては、何でも自分の意見を言える風通しのいい雰囲気があるか



どうかということを知っていますね。だから、言うことができるか、できないかということなので、子どもたちにとっては参加すべき、すべきではないというふうな表現は当たらないかなと思うから、私はその部分はこのままでいいのかなというふうに思います。

○委員長 H委員、どうですか。

○H委員 私も、この文言に関して大人と子どもで表記の仕方が違うということがおかしいと思っているわけではなくて、これはこれでいいと思っています。

ただ、先ほどからの議論は、まずは「大事な」という言葉をつけるか、つけないかという議論でしたので、子どものアンケート用紙も見ながら、「大事な」というものが要るか、要らないかということを取りあえず検討するということなので、もう一遍、高校生の方にも投げただけだと思えます。

○委員長 今、では、もう一度、大人用の問い10に戻りますけれども、問い10の方で特に設問項目の「1 家庭で大事な物事やルールを決めるときに意見を言うこと」というふうになっておりますが、ここで「大事な」という言葉を入れるか、入れないかに絞りまして議論したいと思えます。

L委員、何かどうぞ。

○L委員 では、資料が配られていますが、私がこの問い10に関して幾つかメール等々で意見を交わした趣旨について一度申し上げたいのは、そもそもの原案にあった方を見ますと、おおむね参加すべきという回答が見込まれるような問いが非常に多いなという印象を私は持ったのです。2から7の部分は、恐らく、大人の方はおおむねいいのではないかという回答ばかりではないかなという気がいたしました。

この問い10は、私は恐らく意見表明権に関する認識を問うものだと思ったものですから、やはり大人と子どもで対立しがちなテーマを幾つか入れる、そして、それに対する意識を問うのが大事かなということで幾つか例を書かせていただいたのです。そういった趣旨からすれば、「大事な」ということを、これはちょっとと大人がもし感じてもらえるのであれば私の趣旨は通るなと思って、子ども未来局もきっとそこを酌んでくれたのかなと思うのです。ただ、そのことがもたらす逆効果というか、B委員の方でもしお感じになったのであれば、もうちょっとそこを伺いたいなと思うのです。

○B委員 この資料をいろいろ見まして、穏便なところで家庭のルールとしましたと、穏便なという意見があったのに、こちらでは「大事な」というふうに未来局で言いかえているので、僕としては、穏便な表現で、家庭のルールとしてはどうかという意見に対して、「大事な」という言葉を使っているのが、僕の解釈ではL委員の質問の意味をちょっと違うとらえかたをしたのかなと思ったのですが、今の意見で納得いたしました。

○委員長 それでは、高校生の方はどうでしょうか。やっぱり「大事な」という言葉はない方がよろしいですか。

○G委員 今、皆さん方の意見を聞いて、つけていいと思います。

○委員長 無理してはいないですね。K委員もよろしいですね。

それでは、1につきましては、この文言を変えないことにしたいと思います。

問い10のところではかに何かありますか。

○I委員 3番の「学校のクラブ活動の活動内容を決めること」と、私はここをちょっと見落としていましたが、現在の中学校ではクラブ活動という位置づけがないものですから、「部活動」と入れていただいた方がいいと思います。学校でということですね。

小学校はまだクラブ活動が入っているのでしょうか。中学生、高校生向きということであれば、部活動という位置づけの方がいいかなと思います

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 「部活動」ということで訂正させていただきます。

ありがとうございます。

○I委員 私も事前に見落としていましたので、すみません。

○委員長 では、その部分は訂正するというので処理したいと思います。

○D委員 どの設問もですが、例えば、7番の「札幌市政について意見を言うこと」とあります。意見を言うという意味ではいいでしょうし、子どもの意見を吸い上げながら学校運営をしていくというのは大事なことだと思うのですが、例えば、2番の「学校行事の企画運営に参加すること」というのは、企画運営に参加すると言ったら、一番最初の企画の段階から子ども入れてしなければならないというイメージになってしまうかなと思います。意見を言われて、それについて真摯に答えてすばらしい行事をつくっていくことはやぶさかではないのですが、企画運営に参加するとなると、ちょっと違うかなと。クラブ活動の活動内容を決めるところあたりで、指導者と子どもが話し合いをして方向性を決めるのはいいことだと思うのです。決まり事に意見を言うこともいいです。ただ、こうなっていくとどうかなと。地域行事の企画運営に参加することというのも、子ども会とか子どもにかかわることであれば十分考えられるのですが、学校行事の企画運営だけがどうもイメージできないので、この辺をもう少しご説明願いたいと思います。

○委員長 事務局の方で何か言えることがありましたらどうぞお願いします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 学校行事でイメージしているのは、例えば、運動会であるとか学校祭であるとか、そういったような、もちろん子どもにかかわる行事ということで、あとは、企画運営のレベルというのでしょうか、企画の部分でもどこの企画からという段階はそれぞれの行事によっても違うでしょうし、さまざまだと思うのです。そこは、一くくりに企画は全く入らないということでもないでしょうし、それから、1から10まですべての企画を子どもがしなければいけないということではなく、それはそれぞれの行事の性格や中身によるのかなと、そういう意味合いで書いております。

○委員長 今の説明でいかがでしょうか。

○D委員 もう少し何か別な文言にかえることはできないでしょうか。学校行事と言うとすごく漠然と広くて、遠足も学校行事ですが、子どもたちの意見を聞きながら、学校のねらいもある中でやっていっているわけです。本校では春と秋では遠足の目的が違っていて、

秋の遠足は触れ合い遠足ということで学年の触れ合いでやるわけです。そういうときには企画運営にも十分参加しますが、例えば儀式的行事とかいろいろなことが考えられます。その辺で企画運営と言うと、職員が職員会議で話し合っただけで何時間もかけてつくったものに対してとなると、そういうところに意見表明して、それを聞くことはやぶさかではないと思うのですが、企画運営と言ってしまうとちょっと苦しい面があるかなと思います。

○委員長 学校行事というのはかなり広いということですね。何か適当な言葉はありますかでしょうか。

○J委員 事務局側としては、学校行事には単に参加するということではないのですね。やっぱり企画運営に参加すると。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 意見というのは、平たく言うと、先ほどお話しさせていただいたように、こんなことをやりたいとか、こんなことはできないかというような形でということです。今、係長も話しましたが、そういう意見を言う段階から、直接準備に携わるものもあると思います。これは、中・高と一緒にやる部分もありますが、当然、小学校、中学校、高校ではかかわりの度合いがかなり違う部分がありますけれども、ある意味ではそれを統一的な表現でやっているものですからちょっと微妙なところがあります。

○J委員 微妙ですね。そして、参加すべきかどうかということを知っているのですね。学校行事の中で、模擬試験は学校行事とは違うのでしょうか、例えば、マラソンなんかは生徒に聞けば9割はやりたくないという学校行事かもしれませんね。なかなか際どい設問ではあるなという感じがします。また、学校行事の企画や運営について言うことができるか、できないかと子どもたちにも聞いていますね。だから、多分、学校側にそういうことを言えるような機会はひょっとしたらほとんど開かれていないような気がするのです。そこを問いたいのかどうか。もうちょっと考えた方がいい設問かなとは思っています。

○E委員 ただ、意識調査なので、これで出たものをそうしなければいけないということではないですからね。皆さんがそれをどの程度感じているかということを経年でとっているのでしょうか。これは経年ではないのですか。新規ですか。

どちらにしても、これは意識調査ですから、これにしなければいけないというふうになるものではないので、逆にどういう反応が来るのか、見てみたいという気がします。

○J委員 企画を外して運営だけではだめですか。企画となると、やっぱり相当……。

○D委員 前段階からになりますからね。

○I委員 学校行事の企画をどのレベルで考えるかということだと思っています。中学校あたりでは、学校行事によって子どもたちにプランニングの段階から落としていくことがありますね。だから、ここの表現は、今ご意見があったのですが、どういうふうな意見が出てくるか、僕は見てもらってもいいかなと思っています。もちろんいろいろな形の行事がございますので、教育課程上、外せない行事では教師主導で運営、企画するものがありますけれども、逆な意味で、子どもたちに少し考えさせながら、時間的な制約を設けながら、中身について企画段階から落としていく、生徒会の自主的な活動にゆだねるとい

うような、そこではそういう活動のさせ方、学習のさせ方がないわけではないと思います。物によるなど。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 先ほどH委員からもご指摘がありましたように、小・中・高と同じ質問をそれぞれ聞いております。ただ、小学生には企画運営と言ってもわからないだろうなということで、そちらの方は、学校行事の内容や進め方について言うことができるか、できないかというように少しやわらかい表現にさせていただいております。

今の話ですと、企画運営の幅広さと、学校行事というのはどこまでを対象としているのか、その二つの部分がちょっと問題になっているのかなと思っておりますけれども、我々の意図としては、本当に、学校の通常のカリキュラム、教育課程カリキュラム以外の場で、子どもがかかわる部分でどれだけ意見が言えるかなど、その一つの項目として学校行事を挙げている以上の意図はないものですから、そういう部分でご理解いただければなと思っております。

○委員長 D委員、いかがですか。

○D委員 わかりました。

○委員長 それでは、この文言はこのままでやらせていただきます。

ほかに何かあるでしょうか。

○L委員 大人用のアンケートで、私が、未来局に質問させていただいたことの回答に関して少し伺いたく思います。

大人のアンケートの15ページの問い26に関してですが、私の質問がシンプル過ぎて趣旨が伝わらない中でご回答いただいたようなので、いま一度、質問の趣旨を申し上げ、教えていただきたいと思います。

私の認識では、まず新規の問いというのは子どもの権利に絡むものなのかなと思っていましたので、問い26に関しても、子どもの権利にかかわるこういった認識を尋ねているのかなということで質問の趣旨を教えてくださいというものでした。ただ、回答を見ると、どうも余り子どもの権利というわけではなく、その認識を問う、意識を問うのではないのかなと思ってご回答を読ませてもらったのです。まず、そのように理解してよろしいのでしょうか。お願いします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 子どもの権利推進課の伊藤と申します。

問い26の趣旨ということですが、この26ではもちろん子どもの権利という言葉は直接使っておりませんが、1、2、3、4については、先ほどの意見表明の部分ともある意味でかかわってくる意識の部分で、子どもを一人の人格として尊重するというか、そういう意識がきっとここにあらわれてくるのではないかと。それから、子どもが自分で考え判断し、という、大人になるための保護者のかかわり方が1から4で出てきて見えてくるのではないかとという部分です。それから、5については、たまたま家庭における役割というふうに書いてありますが、最終的に、地域とか学校とかいろいろな場面で参加し

ていくとか、地域においてまちづくりに参加する、そういう成長・発達の段階がありますけれども、ここでは、まずその第1段階として、家庭における自分の役割ということではないとしても、そういう部分の成長のステップとして家庭があるというとらえ方で、その中で家庭としての基本的な親御さんの意識というか、そういったことを聞いてみたいというふうに考えていました。

そういう意味では、子どもの権利という言葉を使っておりませんが、子どもの成長の段階における家庭の役割と申しますか、考え方が子どもの権利に深く結びついているのではないかと申すところではありました。

以上です。

○委員長 いかがでしょうか。

○L委員 ちょっと意外に思ったので、もう少しをお尋ねしたいのですが、例えば、問い26の2と3を読ませていただくと、意見表明権というよりは、とりようによってはむしろ放任主義にも見えれば、あるいは、大人と同じように子どもに自己決定権があるかのように、そういうふうにもちょっと見えてこれはどういう意味かなと思います。

それから、5に関して言えば、家事などの仕事を子どもの年齢に応じて分担させていることですから、何か、保護者の判断で、年齢に応じてあなたはこういうふうに分担させていることという表現になってくると、先ほど言った問い10の中の意見表明権で意見を言うこととまたちょっと違った感じがして、これは何を尋ねているのか、ちょっとわかりづらくなってきているのですが、いかがでしょうか。

○委員長 今の質問について何か言えることはありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 5番目の家事というのは、ここはちょっと具体的に分担させているという部分で、確かに、主体的とは言いながら、ちょっとさせられるような表現になっていて誤解される部分はあるのかもしれませんが。

ただ、基本的には、先ほど言われましたような意見表明を、逆に親の日常の活動の中でどうかかわっているのかと見ることで、ある意味では権利と対になっていますが、大人の責務の部分も条例には書いておりますので、そういった部分がここでどれだけわかるかなと。逆に言えば、この結果として、余り口を挟まないようにしているとなったときは、それはそれでまた逆の意味で問題として出てきます。先ほど委員もちょっとお話しされましたけれども、意識調査という本当にベースの部分の調査ですので、ある意味では、取り繕わない本音の部分、本当の部分を知らなければ、権利をきちんと保障すべきと言っても、実際にはこうなのだというギャップが出てくる方が、逆に我々としては働きかけ方もまた違って対応が可能なのかなという部分もあります。

そういう意味で、1から5まで視点をいろいろちょっとずつ変えながら、ただ、目的としては、やっぱり子どもの権利を保障するという部分に導くような形でこの結果を何とか生かせないかなと。いい結果であればそのまま生かしますし、そうでなければ、そうでない状況に変えるにはどうしたらいいかという部分で対応が可能なかなということで整理させ

ていただいたところです。

○L委員 多少、意地悪な質問で、変化球なのかなということで理解させていただくことでよろしいでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ほかに言えるかもしれませんが、真正面から聞く、ちょっと違った方向から聞くと、いろいろあってもいいのかなという部分でとらえていただければと思います。

○委員長 では、ほかに何か意見はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、大人用の設問項目についてはこの辺でまず一たん終わりにいたしまして、次に子ども用の設問項目に移りたいと思います。

子ども用の設問項目についてですが、まず、大きなところでは設問の追加ということです。先ほどの大人用の問い10、子どもの意見表明についてどう考えるかに関して、子どもにも意見表明に関する設問を設けるべきだという意見が何人かの委員から出されております。これにつきましては、中・高校生用については11ページの問い25、小学生用については11ページの問い18に加えられております。中・高生については6項目、小学生については5項目、こういった場面で意見を言うことができますかという設問となっております。

皆さん、この部分についてはいかがでしょうか。

○I委員 しつこいようですけれども、問い25の3の「クラブ活動」のところの訂正はよろしく願いいたします。

○委員長 「部活動」に直すということですね。

どうぞ。

○H委員 基本的なことを伺いたいのですが、大人は七つ、中・高生は六つ、小学生は五つと項目を大分減らされているのですけれども、これは、項目を絞った方が丸をつけやすいという意図なのでしょう。私は、単純に比較をするという意味では、項目は同じだけあった方が比べやすいのではないかと考えたものですから、あえて減らされた理由をお伺いしたいと思います。

○委員長 今の点をお願いします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） それでは、事務局の方から趣旨をご説明させていただきます。

中・高生用につきましては、大人用に比べて減っているのはボランティア活動の部分です。子どもについては、全体的にできるだけ設問のボリュームを減らすという部分もございます。それからもう一つ、ボランティアについては、子どもにはその前のところでボランティア活動したことがありますかと具体的に直接聞いているものですから、そこの絡みもあって減らしているということでございます。それから、小学生用につきましては、先ほどもちょっと話が出ました部活動の関係で、こちらは小学生にはないということもありますのでさらに減らしたということでございます。

○委員長 H委員、いかがでしょうか。

○H委員 わかりましたが、小学校もクラブ活動はありますけれども、それは聞かなくてもいいということでしょうか。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 事務局では言葉の使い方がちょっと適切ではなかったのですが、部活動の方を意識しておりました。

○委員長 ほかに何か質問あるいは意見はございませんでしょうか。

○副委員長 子どもにとって家庭において守らなければならない大事な物事やルールについてと書いてありますが、先ほどの大人のものとはちょっと違って、子どもにとって大事な物事とは何なのだろうか。子どもにとって大事な物事を言えるということもありますが、その前に、何でも家庭で話せるということができていますかと、何かそちらの質問の方がいいかなという感じもちょっとしたのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長 今、副委員長から、質問というよりは意見だと思います。それについて、事務局では何か考え方はありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 項目数はそういう理由で減らしますけれども、基本的に、同じ家族のことを聞く部分については同じ表現の方がいいかなというレベルで載せているだけですので、そのあたりで差をつけた方がいいというご意見がございましたらご議論いただければと思います。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） それから、もう一つですが、ふだん、日ごろからよく話せる環境にあるかどうかという趣旨の部分でございます。

先ほども議論がありました。それから、別の部分では、小学生用の7ページの問い11の中で、これはちょっと聞き方が違うのですが、保護者の中でよく話をするのはだれですかということで、当てはまる方全員に丸をつけていることもあります。ですから、直接的な聞き方ではないですが、このあたりも含めてご審議いただければと思います。

○委員長 今、示していただいたのは、どちらかというと個人的にですね。だけど、今、問題になっている部分は、家庭の中の全体でという意味を持っていますね。全体で話し合う、そういう意味がここにあるのではないかと思うのです。そういったことからすると、意味合いが違うのではないかと思います。

○J委員 副委員長がご指摘なのは、子どもの大事な物事というより、例えば家族の中のさまざまな決め事についてという形で軽いタッチで聞いた方が子どもにとっては理解されやすいのではないかということですか。

○委員長 J委員は、そのことに関して何かご意見はありますか。

○J委員 ここは、家族の中のいろいろな決め事についてという文言に置きかえてもいいのかもしれませんが、私は、家族のいろいろな決め事のルールというところに入り込んでいるのかなと。だから、大事なルールではなくて、ルールとしているいろいろな決め事があって、そして、大事な物事というのは子どもが主観的に感じてもいいと思うのです。子どもが、主観的にこれは家で大事なことなのに僕に聞いてくれないと思っているか、思ってい

ないか。それは、彼らに判断させてもいいのかなど。あなたが家族の中で大事だと思っている決め事に参加させてもらっているの、もらっていないの、どう感じているのというところなのではないかと思います。ですから、いろいろな決め事についてと余りわかりやすく置きかえなくてもいいのかなという感じもします。

○委員長 副委員長、どうですか。

○副委員長 こだわるわけではないのですが、ただ、よく子どもが家庭の中で本当に話ができているのかなというか、その辺が大事というか、それもありますけれども、大事かどうかは別にしても、家庭の中で本当に話ができていると感じているかどうかについては入れた方がいいのかなみたいな感じがちょっとしました。こだわるわけではないので、それがルールに入っているということであればこのままでも結構です。

○E委員 大人用、中・高生用、小学生用との対比で見た場合は、J委員がおっしゃったように、僕もこのままでよいのかなというふうに思っています。

ただ、子どもたちが家庭の中で自分たちの思っていることをきちんと親に伝えられているのかどうかということは、もし必要であれば別に設問を立てた方がいいかもしれません。

○委員長 それをさらに加えるかどうかで考えた方がいいかと思います。

どうぞ。

○I委員 私は、中学生用の問い17と小学生用の問い13からかなり拾えるかなど。直接的な質問は違うのですが、このあたりでもとらえることはできるのではないかという気がします。

○委員長 なるほど、これで問えますね。

○副委員長 それでとらえられて結構だと思います。余計なことを言いました。

○委員長 副委員長も納得していただけましたので、それでは、この点についてはこれぐらいにしましょう。

ほかに何かございませんでしょうか。

この意見表明の関係のところですが、この部分はよろしいでしょうか。

それでは、ほかの項目についても結構ですので、どうぞ話していただきたいと思います。

○J委員 事前にチェックし切れなくて申しわけなかったのですが、小学生用の5ページの問い7です。

この選択肢ですけれども、場所を聞いていたり、行事を聞いていたり、ちょっと統一性がないような感じがします。統一性がないことはないのですが、それはさておいて、1番は「友達と遊んだり話したりしたい」です。ただ、家族社会学などをやっている、平日は大人が忙し過ぎて、放課後は当たらないかもしれないけれども、休日などは特に家族と過ごしたいという子も意外といるのですよ。そういうことは、入れた方がいいのだろうか、入れない方がいいのだろうか。1番が友達と遊んだり話をしたりですが、この上に、家族と遊んだり話しをしたりしたいと。今の子どもたちは共働きとかひとり親家庭が多いですから意外とそういう声を聞くのですが、それは、ここでは吸収できないなというふうに



思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 これは、事務局の案では予定していませんでしたね。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 予定はしておりませんでしたけれども、この意図は、今、足りない部分、この結果によって、例えば、札幌市の施策だったり、あるいは地域だったり、大人だったりがどんなふうに支援するか、サポートするきっかけといえますか、そういう種を見つけるという意図がちょっとあったものですから、それであえて書いてはおりませんでした。ただ、逆に、設問がなくて書けないということで困るのであれば、設けることは構わないと思います。その辺はご議論をいただければと思います。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○H委員 私は、実はこの設問がふえたことはとてもよかったなと思っているのです。趣旨として、市の施策として足りないものを探すということであればおおむねご提案の内容でいいかなと思うのですが、子どもは自分がどのように過ごしたいかと思ったかということと考えますと、前にいただいた資料で平成15年度の青少年基本調査概要のふだんの生活の中で一番楽しいと思うときということに対応するかなと思ったのです。その結果を見ますと、ごめんなさい、ちょっと違うかもしれませんが、部活動に熱中しているとか、勉強したいとか、買い物に行きたいとか、そういった項目を挙げたい子どももいるのではないかと思ったので、そういう項目を追加した方がいいものかどうか、私も質問しようか、どうしようかと迷っていたところでした。

それから、この問いで言いますと、3番の「グラウンドなど、外で遊んだり運動したりしたい」という問いに関しては、グラウンドだけではなく、公園とか空き地という項目も加えてくださるといいなと思いました。

○委員長 回答項目で加えるということですね。

今、H委員が述べてくれたことについて、ほかの皆様方から何かございますか。

○J委員 今、中・高用も一緒におっしゃられたのかなというふうに思ったのですが、問い7に関しては公園や空き地も加えてほしいということですね。

ただ、5ページを見るのであれば、「グラウンドなど、外で」というところに公園とか空き地は含まれるので、きりがなくなるので余り一つ一つ拾わない方がいいのかなと。「など、外で」と、私はそれで解決できるのかなと。

それから、ショッピングとかは、中・高生はともかく、小学生用に関してはお買い物などは余り要らないのかなと思います。

選択肢をどこまで広げるかという問題ですけれども、余り広げ過ぎるとちょっと迷いもあるのですが、私はこの程度でいいかなというふうに思っています。ただ、家族と過ごしたいという気分をとりたててここで抽出してみるかどうか。例えば、ひとりで静かに過ごしたい、友達と過ごしたいということであれば、家族と過ごしたいということがあってもいいのかなというふうにはふと思ったものですから、そのことに関しては選択肢をもう一つというふうに申し上げてみましたけれども、皆さんのご議論の中で、固執はしません。

○E委員 答える側は、札幌市の求めている裏の意図性みたいなものは余り考えないで回答していくわけですから、そうしたら、休日をどのように過ごしたいと思えますかと言われてたら、そこに対する答えとしては、当然、家でとか、家族でとか、そういうものも出てきてしかるべきだと思います。ですから、僕もそれが回答欄の一つあってもいいと思っています。

○委員長 ほかの委員はいかがでしょうか。

○副委員長 入れていいのではないのでしょうか。

○委員長 それでは、今の点は入れさせていただくことにしたいと思えます。よろしいでしょうか。家族でということですね。

○副委員長 家族で行ける場所とか、施策としてそういうものを考えるというのも一つあるかもしれませんね。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 今の議論の中心は、ひとりでということに対して、家族と過ごしたいという部分だと思います。ここは、幾つでもと書いてあるので、何個かはきっと丸がつくのかなと思います。ただ、余りたくさん入れてしまうと、逆に、放課後に家とか学校以外でどういう部分を求めているかというのが見えにくくなってしまふとつらいものがあるのかなという気がちょっとしたものですから、あえて外しておりました。しかし、もしそこでひとりでということの対比として家族ということを入れた方が逆に答えに困らないということであれば、それはつけ加えても構わないと思えます。

○委員長 では、この点はよろしいでしょうか。

ほかに子ども用のところで何かありませんか。

○B委員 子ども用だけではなくて、これすべてに通じていることですが、小学生用のものを例に、子どもアシストセンターの件について設問としてふえていますね。設問の中で、最初の問い14の中身と問い19の設問の7、8というのは何か重複しているような気がします。子どもアシストセンターの件をPRしたいのであれば、また別の方法でPRしてもいいのかなと思いますので、ここであえて取り上げているというのは、何か別の考えがおありなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、問い14の後に15とありますね。僕は、15の中の一つにアシストセンターと入れれば済むことなのかなと最初は思ったのです。その辺の意図をちょっとお伺いしたいと思います。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） まず、殊さらという部分では、ある意味、いろいろな相談機関がある中であえて聞きたいという趣旨が一つございます。それから、後ろの方の問い19で、札幌市の施策の中で子どもアシストセンターでは土曜日でも相談できるとか、そういうような項目をあえて設けておりますのは、そのことを知っているか、知っていないかによって、場合によってはPRの仕方とか広報の仕方のポイントを絞るきっかけが多少とも見つかるのではないかと、そういう趣旨で入れたものでございます。

○委員長 B委員 いかがでしょうか。

○B委員 わかりました。効果的な広報、PRをするための調査ということでよろしいですね。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、子ども用に関してほかに意見がなければ、新たに設問を設けるもの、そして、新たに分けることになった小学生用の調査票についての設問あるいはその内容についての確認は、これで終わらせていただきたいと思います。

あとは、全体を通して委員の皆さんから意見がございましたら出していただきたいと思います。

全体を通して何かありませんでしょうか。

○D委員 全体を通して、一つ見を言わせていただきたいと思います。

大人用の設問の問い9に、「札幌市が子どもにとってやさしい街だと思いますか」とありますが、この「やさしい」について私はちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

私は、優しいというのは、10年くらい前からの流行語だと思っております。最初はいい言葉だなと思ったのです。ところが、学校で子どもと接していると、子どもに寄り添いましょうというのと同じような言葉で、寄り添ってあげたいと思うのです。だから、校長として子どもに寄り添ってあげてくださいと。ところが、何に寄り添うかで大分変わってくるのですね。わがままに寄り添っていいのかどうなのかということがあるのです。そこで、わがままには毅然とした態度をとってくださいと。毅然としたということを優しいと関連して使うと、厳しいという言葉になるのですね。子どもにとって厳しいことが子どもにとって悪いことなのか、やっぱり、その辺をどこかで押さえておかないと全体として間違ってしまう危険性があるかなと思います。優しいというのは、イメージとしてはいいのですが、子どもにとって厳しいことをすることが子どもはとっても喜ぶ場面を何回も見ているのです。

そういうことで考えると、優しいという言葉に余り寄りかかってしまうと、何かどこかで間違ってしまうのではないかなという気がしたものですから、この言葉に対する懸念があるということをここで言わせていただきます。特にこの言葉を削れとかそういうことではなくて、慎重に考えていかなければならないところではないかなと思ったものですから、言わせていただきました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに、この際だから言っておきたいようなことはありますかでしょうか。

○E委員 今、D委員がおっしゃった話に付随してですが、優しさとは何だと考えたときに、時には厳しいことも、愛情が裏側にあれば、当然、それは優しさだというふうに理解するのですね。ですから、「やさしい街」というのは、生きやすいとか育ちやすいという

ことだと思うのです。だから、生きにくさを感じてしまうとか、育ちにくさを感じてしまうまちであってはやっぱりよくないだろうと思うのです。だから、その優しいという解釈がそれぞれでまちまちになってしまっていてということであれば、表現としては今後の検討課題ではあるのかなというふうに思っています。ただ、優しいイコール常に甘いとか、そういうことではないと思います。

○委員長 ありがとうございます。

C委員、もし何か話しておきたいことがありましたら、どうぞ、一言でも結構です。

○C委員 前回はお休みいたしましたので、きょうは聞き役ということで参加させていただきました。

特にはございませんが、先ほどの子どもの話のところ、家族も入れた方がいいというお話でした。実は、私は、いろいろな家庭の中に入り込んでいく仕事が多いものですから、いろいろな中で子どもと家族とのかかわりを見ることも非常に多いのですよ。その中で、家族で話し合いをするというような問題も含めて、休日にはご両親と一緒に過ごしたいと、子どももそう思っている。そういうことであっても、休日だから子どもと一緒にひとときを過ごしたいという両親ばかりではないことを私どもは見ているのですよ。逆に言うと、お母さんも疲れているから休日はゆっくりしたい、お父さんもそうしたい、そういうご家庭もあります。

ですから、ここで家族でということを入挿入するかどうかという先ほどのお話でしたけれども、この欄の中で8番目にその他というのが入っていますね。このその他はそういうことを記載してはいけない項目なのか、ここはどういうことを要求してその他なのかと思いました。もし、この項目の中に該当しないけれども、私は休日は家族と一緒に過ごしたいのだという人がいたら、そのお子さんはそこに書いてもいいのではないかとちょっと感じました。

○委員長 ありがとうございます。

A委員はいかがですか。

○A委員 一つだけ質問があります。

大人の質問の中には、理想の大人像についてお聞きしますということで、子どもがどんな大人になってほしいかということをお聞きしていますが、子どもの方にはそういう質問がないのです。私は、子どももどんな大人になりたいと思っているのか聞きたいと思うのですが、子どものところにそういう質問がないのはどうしてなのか、あえて入れていないのか、もし理由があればお聞きしたいなと思いました。

○委員長 では、今の質問に対して言えることがありましたら教えてください。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 事務局から、今の件でございますけれども、一つは、大人については経年調査という部分がございますので、前回と同じ趣旨のことを聞いて、それがどういうふうに移り変わっているかという部分を調べるのが一つございました。

子どもについては、なぜ入っていないのかということをございます。これは、まず一つにはページ数の関係も大きくあるということがございます。もう一つは、前回の札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査の中で、ついて、聞き方はちょっと違うのですが、将来の希望があるかないかということに対する質問がございまして、その部分がある程度使うことができるのではないかとということで、今回はあえて入れていなかったということをございます。聞かなくていいということではもちろんございせんが、今回はその中で何とか対応していきたいと考えたものでございます。

以上です。

○委員長 それでは、予定の時間がそろそろ近づいてきておりますので、本日の委員会はこのあたりで終了したいと思います。その前に、事務局の方で今後の予定について何かございましたらお話しただけませんか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ご審議いただきまして、ありがとうございます。た。

幾つか、修正といいますか、訂正がございまして、その部分の最終チェックは事務局の方で行わせていただきまして、今後の具体的な作業といたしましては、今後、印刷等を行いまして、3月の初めぐらいには何とかアンケート調査の実施に踏み切りたいと考えております。一応、調査としては2週間程度での回収を見込んでおります。きょうの議論を踏まえて、完成したものは、また別途、委員の皆様方に郵送させていただきます。次の委員会は4月に予定しておりますけれども、今回調査する内容も集計できる範囲でお示しすることが可能になると思います。

次回の日程については、また別途、改めて調整させていただきたいと思ひます。今回の調査票、また、先ほどちょっとご説明させていただきました19年の調査、いろいろ調査を実施してございまして、実際に計画をつくる上ではそれらの調査を使いながらやっていくことになると思ひますので、そういった部分を改めて確認させていただくことと、4月は年度が変わりますので、あわせて今後の進め方も協議させていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、次回、第4回委員会についてですが、その段階では実態調査の結果も取りまとめができているということなので、その報告をしてもらいたいと思ひます。また、子どもの権利救済委員の制度もちょうど発足から1年たつことになりまますので、ぜひ救済委員の方からも状況をお伺ひしたいと思ひてございます。

なお、後者の点に関しましては、救済委員の都合もあるかと思ひますので、そのあたりは調整をお願ひしたいと思ひます。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 了解いたしました。

### 3. 閉 会

○委員長 それでは、きょうの会議はこれで終了とさせていただきます。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上